

指定介護予防短期入所生活介護事業所白神荘 運営規程 (特別養護老人ホーム白神荘 運営規程)

第1章 目的及び運営方針

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人つがる三和会が設置する指定介護予防短期入所生活介護事業所である特別養護老人ホーム白神荘（以下「事業所」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め事業所の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

- 第 2 条 事業所は、介護保険法、老人福祉法及び関係法令に基づき、利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、利用者の居宅における生活への復帰を念頭に置いて、利用前の居宅における生活と利用後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各職員が利用者と共に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう介護サービスの提供に万全を期するものとする。
- 2 事業所は、地域や家庭との結び付きを重視した運営に努めるとともに、周辺市町村及び地域コミュニティその他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種及び員数)

- 第 3 条 事業所に次の職員を配置するものとする。但し、併設する指定介護老人福祉施設、指定短期入所生活介護施設と兼務するものである。
- (1) 管理者 1 名
 - (2) 事務主査 1 名
 - (3) 生活相談員 1 名
 - (4) 計画担当介護支援専門員 1 名（兼務）
 - (5) 介護職員 17 名（うち 1 名兼務、3 名非常勤）
 - (6) 看護職員 4 名（うち 2 名常勤兼務、1 名非常勤兼務）
 - (7) 機能訓練指導員 3 名（うち 2 名常勤兼務、1 名非常勤兼務）
 - (8) 医師 1 名（嘱託医）
 - (9) 管理栄養士 1 名（兼務）
 - (10) 調理員 5 名（うち 1 名常勤兼務、1 名非常勤）
- 2 前項において「計画担当介護支援専門員」とは、第 8 条に規定する介護予防短期入所生活介護計画に関する業務を担当する介護支援専門員を指すものとする。

- 3 第1項に定めるもののほか、必要がある場合はその他の職員を置くことができるものとする。

(職務)

第4条 職員の職務分掌は次のとおりとする。

(1) 管理者

事業所の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。管理者に事故あるときはあらかじめ理事長が定めた職員が管理者の職務を代行する。

(2) 事務主査

事業所の庶務及び会計事務に従事する。

(3) 生活相談員

利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は身元引受人(家族等)の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(4) 介護支援専門員

利用者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、利用者が自立した日常生活を営むうえでの課題を把握し、施設サービス計画の原案を作成するとともに、必要に応じて変更を行う。

(5) 介護職員

利用者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。

(6) 看護職員

医師の診療補助及び医師の指示を受けて利用者の看護、事業所の保健衛生業務に従事する。

(7) 機能訓練指導員

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(8) 医師

利用者の診療及び事業所の保健衛生の管理指導に従事する。

(9) 管理栄養士

利用者に提供する食事の管理、利用者の栄養指導に従事する。

(10) 調理員等

利用者に提供する食事の調理業務に従事する。

(業務分掌)

第5条 職種ごとの業務分掌及び日常業務の分担については管理者が別に定め、利用者に対する適切な施設サービスの提供を確保するものとする。

第3章 利用定員

(定員と通常の送迎の実施地域)

第6条 事業所の定員は、併設型3名、空床型（特別養護老人ホーム白神荘の入院者等の空きベッドを利用）とする。

通常の送迎の実施地域は、西目屋村、弘前市、青森市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市、鯉ヶ沢町、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町とする。

第4章 利用者へのサービスの提供の内容及び利用料その他の費用の額

(基本原則)

第7条 施設サービスは、第2条に規定する基本方針に基づき、利用者の意思及び人格を尊重するとともにプライバシーの確保に配慮して行うこととする。

(介護予防短期入所生活介護計画の作成と開示)

第8条 計画担当介護支援専門員は、地域包括支援センター担当者等からの介護予防サービス・支援計画に基づき、介護予防短期入所生活介護計画の作成を行い、その内容を利用者又はその家族等に対して面接のうえ説明し書面により合意を得るものとする。また、介護予防短期入所生活介護計画の作成後においても、必要に応じて計画の変更を行うものとする。

上記に基づく介護予防短期入所生活介護計画は、希望に応じて9時から17時の間に、事業所内において閲覧できるものとする。記録は、契約終了後2年間保存することとする。

(サービスの提供)

第9条 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又はその家族等に対して、施設サービス計画に基づき処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。また、施設サービス計画を基本としてサービスを提供するものとする。

(サービス提供の記録と連携)

第10条 事業所は、短期入所生活介護計画に沿って行ったサービス提供の状況や利用者の状態及びその家族等の意向を必ず記録し、関係機関と連携を図るものとする。

(介護サービス)

第11条 事業所の介護サービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 居室の提供

(2) 入 浴

- ・ 入浴は、利用者の身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう適切な方法により行う。ただし、身体状況等により入浴できない場合には、

看護職員の指示に基づき清拭を行う。

- ・ 入浴は、利用者の身体機能に応じて特別浴槽を利用して行うことができる。

(3) 排 泄

- ・ 排泄の自立を促すため、利用者の心身の状況に応じて適切な方法により、排泄の自立について必要な支援を行う。また、おむつを使用している方には状況に応じて、適宜交換する。

(4) 離床・着替え・整容等

- ・ 寝たきり防止のため、できるだけ離床を促していく。
- ・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう促していく。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう支援する。

(5) 食 事

- ・ 事業所は管理栄養士及び栄養士が立てる献立により、栄養及び心身の状況並びに嗜好を考慮した食事を提供する。また、利用者ごとにケアプランの作成も行う。
- ・ 経口維持加算の対象となる利用者においては、経口維持計画を作成する。経口維持計画は栄養ケアプランと一体のものとして作成する。また、当該計画については、管理栄養の対象となる利用者又はその家族等に説明し、同意を得るものとする。
- ・ 利用者の自立支援のために離床して食堂において食事をとっていただくことを原則とする。

食事時間	朝食	午前	7:30	～
	昼食	午前	11:30	～
	夕食	午後	5:30	～

ただし、利用者の希望により変更することもできるものとする。

(6) 相談、援助

- ・ 利用者の心身の状況及びその利用者の置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(7) 機能訓練

- ・ 利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むために必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(8) 社会生活上の便宜の供与

① 教養娯楽等の活動促進に努めるものとする。

- ・ 趣味活動及びドライブなどにより社会参加の促進に努める。
- ・ 夏祭り、保育園児・小・中学校の児童生徒の慰問、地域行事参加などにより地域の人々との交流を深める。

② 利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する申請手続きについて、利用者又はその家族等が行うことが困難な場合には、事業所が申請代行を行う。

③ 利用者の希望により、要介護認定の更新や、再認定の代行業務を行うことができるものとする。

(9) 健康管理

- ・ 医師又は看護職員は、常に利用者の健康状況に注意し、日常生活における健康維持のための適切な措置をとる。

(10) サービスの質の確保

① 感染症管理体制の強化・業務継続に向けた取組について

事業所は、感染症の管理体制の徹底を図る観点から、感染予防の対策をマニュアル化し、職員へ周知徹底する。また、感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供するため、業務継続に向けた計画等の作成、定期的な会議の開催、研修・訓練（シュミレーション）の実施を行い、蔓延防止の体制整備をする。

感染症が発症した場合には、利用者又はその家族等へ連絡し、医療機関、各職種職員との連携を図り速やかな対応を行い、必要に応じ関係機関への報告を行う。また、状態、経過、心身の状況等を記録する。

自然災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できるよう、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シュミレーション）の実施をする。

② 食中毒管理体制の強化

事業所は、食中毒の管理体制の徹底を図る観点から食中毒発生防止の対策をマニュアル化し、職員へ周知徹底する。また、定期的に会議を開催し蔓延防止の体制整備をする。

食中毒が発生した場合には、利用者又はその家族等へ連絡し、医療機関、各職種職員との連携を図り速やかな対応を行い、必要に応じ関係機関への報告を行う。また、状態、経過、心身の状況等を記録する。

③ 介護事故に対する安全管理体制の強化

事業所は、介護事故に対する安全管理体制の確保のための対策をマニュアル化し、職員へ周知徹底する。また、事業所内に担当者を設け、インシデント・アクシデント報告書の活用し、再発防止のため内容の検証を行い、会議、研修等にて検討する。

④ 褥瘡予防の取組の強化

事業所は、利用者の褥瘡をつくらないための対策をマニュアル化し、職員へ周知徹底する。褥瘡をもった方が利用した場合などにおいては、完治するように医療機関、各職種との連携を図る。また、状態、経過の状況を記録し、会議、研修等にて検討する。

⑤ 口腔連携強化

事業所は、職員による利用者の口腔の状態の確認によって、歯科専門職による適切な口腔管理の実施に繋げる。事業所と歯科専門職の連携のもと、介護職員等による口腔衛生状態及び口腔機能の評価の実施並びに利用者又はその家族等に説明の上、文書で同意を得ます。また、歯科医療機関及び介護支援専門員へ情報提供する。

事業所は、利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うにあたって、歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員等からの相談等に対する体制を確保し、その旨を文書で取り決めする。

⑥ 喀痰吸引・経管栄養の体制

事業所は、介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等においては、嘱託医や看護職員との連携により、一定の条件の下で「たんの吸引」・「経管栄養」の一部行為を実施する。

⑦ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置

事業所は、介護現場の生産性の向上に資する取組を推進する観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、利用者の尊厳や安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催する。

(1 1) 若年性認知症受入体制

若年性認知症者やその家族等に対する支援を促進する観点から、利用者やその家族等の希望を踏まえた介護サービスを提供することができる。

(1 2) 認知症行動・心理症状緊急対応

在宅生活の認知症高齢者等に認知症行動・心理症状が認められることにより、医師が在宅での生活困難と判断された方を緊急受入することができる。

2 事業所で受けた介護サービス費・滞在費・食費等の利用者負担分の額、及びその他の費用の額は別表に定めるとおりとする。

第5章 事業所利用にあたっての留意事項

(利用者の留意事項)

第12条 利用者は、事業所での生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めなければならない。

2 利用者は、外泊又は外出しようとするときは、その都度外泊先又は外出先、用件などを管理者に届け出なければならない。

3 利用者は、事業所内で次の行為をしてはならない。

- (1) 喧嘩、口論、泥酔、暴力行為、ハラスメント行為、金品の貸し借りなど他人に迷惑をかけること。
- (2) 喫煙すること及び火気を用いること。
- (3) 営利行為、宗教の勧誘及び特定の政治活動等を行うこと。
- (4) 故意又は無断で事業所もしくは備品に損害を与え、又はこれらを事業所外に持ち出すこと。
- (5) 事業所の安全衛生を害すること。
- (6) その他、事業所の秩序、風紀等を乱す行為をすること。

(面会者の留意事項)

第13条 面会は次により行うものとする。

- (1) 面会は事業所が定めた時間を厳守すること。
- (2) 家族等の外来者が利用者と面会しようとする場合は、外来者が玄関に備えつけの面会カードに必要事項を記入するものとする。
- (3) 管理者は特に必要がある場合、面会の場所、時間を指定することができるものと

する。

- (4) 面会時に家族等が持参した食べ物、衣類、日用品等については、必ず職員に報告するものとする。
- (5) ハラスメント行為の禁止

第6章 緊急時等における対応方法

(緊急時の対応)

- 第14条 利用者の身体状況の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になった場合は、昼夜を問わず24時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができる。
- 2 職員はナースコール等で利用者から緊急の対応要請があった場合は、速やかに適切な対応を行うものとする。
 - 3 利用者の身体状況の変化に応じて、医療機関（主治医等）への連絡とともに緊急連絡先（家族等）へも速やかに連絡を行い、必要に応じて救急車対応を行うものとする。

第7章 非常災害対策

(非常災害対策)

第15条 非常災害対策は次のとおりとする。

- (1) 事業所は非常災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供するため、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シュミレーション）の実施を行う。
- (2) 事業所は、消防法施行規則第3条に定める消防計画及び風水害、地震などの災害に対処するための計画を策定し、その計画に基づき非常災害対策を行う。
- (3) 消防計画の策定は防火管理者（消防法第8条に定める防火管理者）が行い、消防訓練及び避難・救出訓練は年2回以上実施する。
- (4) 非常時において、非常直接通報により消防署及び管理者に連絡する。また、緊急連絡網で職員及び利用者の家族等に連絡する。
職員及び利用者が冷静な判断のもと安全に避難することを身につけるため、非常災害マニュアルを各部署に常備し、職員に周知徹底する。また、消防訓練を通じ、避難経路、避難場所を確認する。
- (5) 事業所は、非常災害対策のために訓練を実施する場合は、地域住民の参加を得られるように努める。

第8章 その他事業所の運営に関する重要事項及び職員の義務

(健康留意)

第16条 利用者は努めて健康に留意するものとする。事業所で行う健康診断等は特別の理由がない限り、これを受診するものとする。

(衛生保持)

第17条 利用者は事業所の清潔、整頓、その他環境衛生の保持に心掛けるものとする。

2 管理者、医師、看護職員、その他の職員及び衛生推進者は、次の各号の実施に努めなければならない。

- (1) 衛生知識の普及、伝達及び伝染性疾患の感染防止
- (2) 原則年2回の防虫防鼠消毒及び年2回の大掃除
- (3) その他必要なこと。

(利用資格)

第18条 事業所の利用資格は、事業所の利用を希望する者であつて、厚生労働省令で定める要支援状態区分に該当する状態である者、その他居宅において日常生活を営むことが困難な者として厚生労働省令で定めるものとし、入院治療を必要とせず、利用料の負担ができる者及びその他法令により利用できるものとする。

(利用手続きの説明及び同意、契約)

第19条 利用にあたっては、あらかじめ、利用申込者及びその家族等に対し、運営規程の概要・職員の勤務の体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項説明書、契約書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得たうえで契約書を締結するものとする。

(事業所内の遵守事項)

第20条 共用設備の利用時間や事業所内生活ルール等は、管理者が利用者又はその家族等と協議のうえ決定するものとする。

- 2 利用者は、定められた場所以外に私物を置いたり、占有してはならないものとする。
- 3 事業所内の各施設や設備等の維持管理は原則として職員等が行うものとする。

(秘密保持)

第21条 職員は正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らしてはならない。また、退職後も利用者又はその家族等の秘密を漏らすことがないよう、秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約に定めている。

(個人情報の取扱い)

第22条 事業所でのサービス提供にあたり、サービス担当者会議などにおいて、利用者又はその家族等に関する情報を用いる場合は、利用者、その家族等の同意をあらかじめ

文書により得るものとする。

- 2 事業所は、施設内及び敷地内における録音、録画を禁止しております。特に録音、録画を希望される場合には、必ず事前に当施設の担当職員にご相談ください。ご希望に応じられない場合もある。

(事故発生時の対応と賠償責任)

- 第23条 事業所のサービス提供時に事故が発生した場合や利用者に急変が生じた場合は、直ちに主治医、看護職員に連絡をし、指示を仰ぎ必要な処置を行い対応する。また、家族、管理者、関係機関に報告するものとする。
- 2 事業所のサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、保険会社の査定に基づき賠償するものとする。

(身体拘束廃止に向けた取り組みの強化)

- 第24条 事業所は、原則として身体拘束いたしません。ただし、利用者又は他の利用者の生命もしくは身体を保護するため、緊急やむを得ない場合は、身体的拘束検討委員会を開催し、主治医の指示のもと、利用者又はその家族等にその理由、方法、時間などを説明の上、文書で同意を得るものとする。また、状態、経過、心身の状況等を記録する。身体的拘束等の適正化のための対策を検討する指針に基づき、定期的な委員会の開催、研修を実施し、職員へ周知徹底する。

(虐待防止への取組)

- 第25条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。
- (1) 毎月の委員会の開催
 - (2) 指針の整備
 - (3) 年2回以上及び入職時における職員研修の実施
 - (4) 担当者（介護主任）の整備
 - (5) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(苦情への対応)

- 第26条 事業所が提供したサービスに関する利用者からの苦情に適切に対応するため、相談及び苦情受付の担当窓口として生活相談員を充てるものとする。また、事務室入り口前に「皆様の声」（ご意見箱）を設置するものとする。
- 苦情は、法人が定めた第三者委員、西目屋村役場住民課、青森県国民健康保険団体連合会苦情相談窓口、青森県運営適正化委員会にも申し出ることができることを事業所内に掲示するものとする。

苦情があった場合、速やかに事業所内に設置する苦情検討委員会（管理者、生活相談

員、介護支援専門員、介護主任、その他関係職員で構成。)で検討し、苦情の解決に努めるものとする。

(記録保存と開示)

第27条 事業所は、利用者へのサービス提供に関して、介護予防短期入所生活介護計画は2年間保存するものとし、医務日誌、介護記録、機能訓練記録、その他必要な記録については、その完結の日から5年間保存する。利用者からこれらの記録の閲覧を求められた場合、個人情報取扱規程に基づいてこれに応じるものとする。ただし、家族からの要求については、本人の同意が得られない場合はこれに応じないことができるものとする。

(社会福祉法人による利用者負担軽減制度)

第28条 事業所は低所得で生計が困難である利用者について社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業を実施し、利用者の負担軽減を図るものとする。

(勤務体制の確保に関する事項)

第29条 事業所は、利用者またはその家族等からの言動のうち、適切なサービス提供を確保する観点から、職員に対しての性的な言動(セクシャルハラスメント)または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ、相当な範囲を超えたものにより就業環境が害されることを防止するための必要な措置を講じる。

(カスタマーハラスメントの対応)

第30条 事業所は、利用者又はその家族等からの言動のうち、社会通念上相当な範囲を超える要求又は言動により、職員の就業環境を害するおそれのある行為(以下「カスタマーハラスメント」という。)について、職員の安全及び尊厳を確保し、適切な介護サービスを継続的に提供するため、組織として必要な対応を行うものとする。

2 前項に定めるカスタマーハラスメントには、次に掲げる行為を含むものとする。ただしこれらに限られるものではない。

- (1) 暴言、威圧的な言動、人格を否定する発言
- (2) 業務の範囲を超える過度又は不当な要求
- (3) 合理性を欠く長時間の拘束や、執拗な要望・クレーム
- (4) その他、職員の就業環境を著しく害する行為

3 事業所は、職員が安心して相談できる相談体制を構築し、職員研修や対応マニュアルを整備して必要に応じて法人本部、関係機関等と連携しながら対応するものとする。

4 事業所は、カスタマーハラスメントが発生した場合、複数名による対応、事実関係の記録、管理者への報告等を行い、状況に応じて適切な対応を講ずるものとする。

5 カスタマーハラスメントが継続し、又は著しく悪質であると認められる場合には、サービス提供方法の見直しその他必要な措置について、利用者又はその家族等と協議を行

うことがある。

(ハラスメント禁止)

第31条 事業所は、職場において行われる上司・同僚からのいかなるハラスメント（身体的暴力、精神的暴力、セクシャルハラスメント等）を禁止する。

2 事業所は、ハラスメント防止のための研修を定期的実施する。

3 事業所は、ハラスメントに関する相談・苦情があった場合、迅速・適切に対応する担当者を配置し職場におけるハラスメントの対応マニュアルを整備する。

4 職員は業務上発生したハラスメント行為、またはそれに類する行為を防止するために必要な措置を講じる。

(その他)

第32条 この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、社会福祉法人つがる三和会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

(施行期日等)

1. この規程は令和3年4月1日から施行する。

2. 平成12年4月1日 指定介護予防短期入所生活介護事業所 特別養護老人ホーム白神荘 運営規程は廃止する。

1. この規程は、平成12年 4月 1日から施行する

1. この規程は、平成14年 8月 16日から施行する

1. この規程は、平成15年 4月 1日から施行する

1. この規程は、平成16年 4月 1日から施行する

1. この規程は、平成16年 9月 1日から施行する

1. この規程は、平成17年 4月 1日から施行する

1. この規程は、平成17年 5月 1日から施行する

1. この規程は、平成17年 10月 1日から施行する

1. この規程は、平成18年 4月 1日から施行する

1. この規程は、平成19年 4月 1日から施行する

1. この規程は、平成20年 4月 1日から施行する

1. この規程は、平成20年 7月 1日から施行する

1. この規程は、平成20年 8月 15日から施行する

1. この規程は、平成21年 4月 1日から施行する

1. この規程は、平成21年 8月 1日から施行する

1. この規程は、平成21年 9月 1日から施行する

1. この規程は、平成21年 10月 1日から施行する

1. この規程は、平成22年 1月 1日から施行する

1. この規程は、平成22年 2月 6日から施行する

1. この規程は、平成22年 4月 1日から施行する

1. この規程は、平成 22 年	1 1 月	1 日から施行する
1. この規程は、平成 23 年	4 月	1 日から施行する
1. この規程は、平成 24 年	4 月	1 日から施行する
1. この規程は、平成 25 年	4 月	1 日から施行する
1. この規程は、平成 25 年	6 月	1 日から施行する
1. この規程は、平成 26 年	4 月	1 日から施行する
1. この規程は、平成 27 年	4 月	1 日から施行する
1. この規程は、平成 28 年	4 月	1 日から施行する
1. この規程は、平成 29 年	4 月	1 日から施行する
1. この規程は、平成 29 年	6 月	1 日から施行する
1. この規程は、平成 30 年	4 月	1 日から施行する
1. この規程は、令和元年	1 0 月	1 日から施行する
1. この規程は、令和 2 年	4 月	1 日から施行する
1. この規程は、令和 3 年	8 月	1 日から施行する
1. この規程は、令和 4 年	1 0 月	1 日から施行する
1. この規程は、令和 5 年	4 月	1 日から施行する
1. この規程は、令和 6 年	4 月	1 日から施行する
1. この規程は、令和 7 年	4 月	1 日から施行する
1. この規程は、令和 8 年	4 月	1 日から施行する
1. この規程は、令和 8 年	6 月	1 日から施行する
1. この規程は、令和 8 年	8 月	1 日から施行する

別 表

区 分		金 額
併設型介護予防短期入所生活介護費（Ⅰ）		要支援 1 日 額 4,510円
併設型介護予防短期入所生活介護費（Ⅱ） （10割の金額で記載しております）		要支援 2 日 額 5,610円
	加 算	サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 1日につき 220円
		サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 1日につき 180円
		サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 1日につき 60円
		送迎加算 片道につき 1,840円
		機能訓練体制加算 1日につき 120円
		個別機能訓練加算 1日につき 560円
		認知症行動・心理症状緊急対応加算 （7日間を限度） 1日につき 2,000円
		若年性認知症入所者受入加算 1日につき 1,200円
		療養食加算 1回につき 80円 （1日に3回を限度）
		認知症専門ケア加算（Ⅰ） 1日につき 30円
		認知症専門ケア加算（Ⅱ） 1日につき 40円
		口腔連携強化加算 月 額 500円
		生産性向上推進体制加算（Ⅰ） 月 額 1,000円
		生産性向上推進体制加算（Ⅱ） 月 額 100円
		介護職員等処遇改善加算Ⅰロ 介護報酬総額に17.6%を乗じた金額の1割から3割が加算されます。

別 表

滞 在 費	【多床室】	【従来型個室】
-------	-------	---------

1日あたり		[収入の段階]		第1段階	0円	380円
		補足給付対象者		第2段階	430円	480円
		自己負担額		第3段階①	430円	480円
				第3段階②	530円	980円
				第4段階	915円	1,231円
食費（1日あたり）		[収入の段階]		第1段階	300円	
基準標準額 1,545円		補足給付対象者		第2段階	600円	
朝食 425円		自己負担額		第3段階①	1,030円	
昼食 570円				第3段階②	1,360円	
夕食 550円				第4段階	2,000円	
朝食 650円						
昼食 700円						
夕食 650円						
保険外サービス費	理美容代 （カット、カラー、顔そり、耳掃除）		散髪等を希望の方はその料金を自己負担			
	私物の洗濯代		事業所で洗濯できないものに関しては実費 （洗濯業者に依頼したもの）			
	各種ワクチン予防接種料金		ワクチン希望の方はその時価料金を自己負担			
	通信費（用紙、封筒、印刷、切手など）		月 額	300円		
	医療機関への通院及び入院等の交通費実費		1 kmあたり	30円		
	抗原検査キット代		1回あたり	1,500円		

※ サービス提供体制強化加算は、職員の配置状況及び勤務状況によりいずれかを加算する。また、サービス提供体制強化加算・介護職員等処遇改善加算Ⅰロは、区分支給限度基準額の算定対象から除外する。

※ 第一号被保険者であって政令で定めるところにより算定した所得の額が政令で定める額以上である場合は、介護保険負担割合証に記載されてある利用者負担の割合に従って支払う。